

門 総 人 第 7 8 6 号  
平成 2 2 年 1 1 月 1 7 日

門真市職員労働組合  
執行委員長 西本 孝雄 様



門真市長 園部 一房



年末一時金等について (回答)

1. 基本賃金について

- (1) 給料表については、平成 23 年 1 月 1 日から、国に準じ引下げ改定を行う。再任用職員についても同様とする。また、平成 18 年 3 月 31 日の給料月額との差額を保障されている職員についても、算定基礎となる給料月額を平成 23 年 1 月 1 日から引き下げる。なお、非常勤嘱託職員等については、今回の給料表の改定には含まれないため、現行通りとする。
- (2) 55 歳を超える課長級以上の職員の給料月額及び管理職手当の 1.5%減額は、平成 23 年 4 月 1 日から、実施する。
- (3) 平成 22 年 4 月からの官民較差に関する減額調整措置については、実施しない。
- (4) 超過勤務手当について、平成 23 年 4 月 1 日から、月 60 時間の超過勤務時間の積算の基礎に、日曜日又はこれに相当する日の勤務の時間を含める。

2. 年末一時金について

- (1) 本年 12 月の期末手当として、1.35 月分、勤勉手当として 0.65 月分、合計 2.00 月分を 12 月 10 日に支給する。

なお、来年度以降は、支給月数の再配分を行い、6月期の期末手当を1.225月分、勤勉手当を0.675月分、合計1.90月分とし、12月期の期末手当を1.375月分、勤勉手当0.675月分、合計2.05月分とし、年間支給月数を3.95月分とする。

次に、再任用職員にあっては、本年12月の期末手当として0.80月分、勤勉手当として0.30月分、合計1.10月分を、12月10日に支給する。

なお、来年度以降の支給月数は、6月期の期末手当を0.65月分、勤勉手当を0.325月分、合計0.975月分とし、12月期の期末手当を0.80月分、勤勉手当を0.325月分、合計1.125月分とし、年間支給月数を2.10月分とする。

- (2) 役職段階別加算制度については、職員給与に係る制度の問題であり、廃止することは困難である。
- (3) 非常勤嘱託職員等については、平成22年10月に新たに条例を施行したところであり、一時金については支給しない。
- (4) 地方自治を擁護する立場に変わりはない。

### 3. 住居手当について

平成23年4月1日から、持家世帯主に支給されている2,500円を廃止し、家賃を支払っている職員に支給される最高限度額を20,600円から27,000円に引き上げる。

### 4. 給料カットについて

現行の2.5%から8%の給料カットについては、平成23年3月31日に終了できるよう強い決意をもって最大限努力したい。

## 5. 給与構造改革の残課題について

- (1) 平成18年3月31日の給料月額との差額を保障されている職員については、平成23年3月31日をもって当該保障を終了するが、給料の急激な減額を緩和するため、段階的な調整措置を講ずる。具体には、保障されるべき差額について、平成23年4月以降、一年につき25%ずつ減額する措置を講じ、平成26年3月31日をもって調整措置を終了する。
- (2) 地域手当については、当面は現行の12%とするが、人事院規則において、本市における地域手当が15%であることは認識しており、今後も改善に向けて努力していきたい。
- (3) 中途採用者の前歴換算については、引き続き検討を重ねたい。
- (4) 課長補佐級への登用については、今年度も実施したところではあるが、スタッフ職の活用など職制の課題などについて、引き続き検討していきたい。
- (5) 給与構造改革に伴う残課題については、引き続き努力していきたい。

## 6. 長時間労働問題について

保護課をはじめ、恒常的に長時間労働が行われている実態は把握しており、現在行っている「ノー残業デー」の一層の定着や、緊急時における非常勤嘱託職員等の柔軟な活用など、あらゆる対策を検討し、職員の健康維持増進に努めていきたい。

## 7. 協会けんぽへの移行における非常勤嘱託職員等の処遇について

大阪府市町村職員健康保険組合から、いわゆる協会けんぽへの移行に伴い、掛金負担が大きくなる一方で、本年10月に新たな条例の施行により、報酬等について一定の見直しを行ったところである。今後についても、付

帯決議を念頭に府下状況の動向を見ながら、雇用者責任を果たす立場で、引き続き努力していきたい。

また、非常勤嘱託職員等の検診については、定期健康診断における受診対象者の拡充など制度充実に向け検討していきたい。

#### 8. 非常勤嘱託職員等の勤務条件について

非常勤嘱託職員の育児休業等については、国に準じた制度の整備を検討していきたい。

また、非常勤嘱託職員等の年次有給休暇についても、実情に応じた休暇制度を構築するため、時間単位で取得できるよう検討していきたい。